

第358回矢板市議会定例会

議 案 書

令和元年 9月

矢 板 市

第358回矢板市議会定例会提出議案

- 議案第 1 号 令和元年度矢板市一般会計補正予算（第3号）・・・P 1
- 議案第 2 号 令和元年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第1号）・・・P 1
- 議案第 3 号 令和元年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算・・・P 1
（第1号）
- 議案第 4 号 令和元年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算・・・P 1
（第1号）
- 議案第 5 号 令和元年度矢板市水道事業会計補正予算（第1号）・・・P 1
- 議案第 6 号 平成30年度矢板市一般会計歳入歳出決算の認定について・・・P 2
- 議案第 7 号 平成30年度矢板市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定・・・P 3
について
- 議案第 8 号 平成30年度矢板市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の・・・P 4
認定について
- 議案第 9 号 平成30年度矢板市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算・・・P 5
の認定について
- 議案第10号 平成30年度矢板市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決・・・P 6
算の認定について
- 議案第11号 平成30年度矢板市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算・・・P 7
の認定について
- 議案第12号 平成30年度矢板市コリーナ矢板排水処理事業特別会計歳・・・P 8
入歳出決算の認定について
- 議案第13号 平成30年度矢板市水道事業会計決算の認定について・・・P 9

議案第14号	矢板市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	・ ・ P10
	の制定について	
議案第15号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行	・ ・ P23
	に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	
議案第16号	矢板市印鑑条例の一部改正について	・ ・ ・ ・ ・ P29
議案第17号	矢板市市税条例の一部改正について	・ ・ ・ ・ ・ P32
議案第18号	矢板市水道事業給水条例の一部改正について	・ ・ ・ ・ ・ P37
議案第19号	教育委員会教育長の任命同意について	・ ・ ・ ・ ・ P39
議案第20号	教育委員会委員の任命同意について	・ ・ ・ ・ ・ P40
議案第21号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについ	・ ・ P41
	て	
議案第22号	工事請負契約の締結について	・ ・ ・ ・ ・ P42
議案第23号	平成30年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分	・ ・ P43
	について	

議案第 1 号 令和元年度矢板市一般会計補正予算（第 3 号）

議案第 2 号 令和元年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 3 号 令和元年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 号 令和元年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 5 号 令和元年度矢板市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（以上別冊）

議案第6号

平成30年度矢板市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度矢板市一般会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和元年8月30日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

議案第7号

平成30年度矢板市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度矢板市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和元年8月30日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

議案第8号

平成30年度矢板市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度矢板市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和元年8月30日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

議案第9号

平成30年度矢板市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度矢板市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和元年8月30日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

議案第10号

平成30年度矢板市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度
矢板市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を
付けて、議会の認定に付する。

令和元年8月30日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

議案第 1 1 号

平成 3 0 年度矢板市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 3 0 年度
矢板市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付
けて、議会の認定に付する。

令和元年 8 月 3 0 日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

議案第12号

平成30年度矢板市コロナ矢板排水処理事業特別会計歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度
矢板市コロナ矢板排水処理事業特別会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員
の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和元年8月30日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

議案第 13 号

平成 30 年度矢板市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、平成 30 年度矢板市水道事業会計決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和元年 8 月 30 日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

議案第14号

矢板市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につ
いて

矢板市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を、別紙のように定め
る。

令和元年8月30日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項、第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項に基づき、法第22条の2第1項の規定により採用された職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(会計年度任用職員の給与)

第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、口座振替の方法により支払うことができる。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は別表第1に掲げる給料表（以下「給料表」という。）によるものとし、職種の区分に応じて適用する。

2 前項の給料表は、すべてのフルタイム会計年度任用職員に適用するものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の職務の級)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難

及び責任の度に基づき給料表に定める職務の級に応じて等級別基準職務表（別表第2）のとおり分類する。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第17条第2項を除き、以下同じ。）が決定する。

（フルタイム会計年度任用職員の号給）

第5条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、市規則で定める基準に従い決定する。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の支給）

第6条 矢板市職員の給与に関する条例（昭和30年矢板市条例第50号。以下「給与条例」という。）第5条及び第6条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第4項中「休暇等条例第3条第1項及び第4項、第4条並びに第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の給与からの控除）

第7条 給与条例第6条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（フルタイム会計年度任用職員の通勤手当）

第8条 給与条例第10条の3の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当）

第9条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給される者の範囲、支給額及び支給方法は、矢板市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和30年矢

板市条例第66号。以下「特殊勤務手当条例」という。)の定めるところによる。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の減額)

第10条 給与条例第12条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「休暇等条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた時間外勤務代休時間」と、「休暇等条例第9条に規定する祝日法による休日」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた休日」と、「休暇等条例第10条第1項の規定により代休日」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた代休日」と、「休暇等条例第9条に規定する年末年始の休日」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた年末年始の休日」と、「第16条第1項」とあるのは「第15条」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第11条 給与条例第13条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と、「第16条第2項及び第3項」とあるのは「第15条」と、同条第3項中「休暇等条例第5条の規定により、あらかじめ休暇等条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた」とあるのは「あらかじめフルタイム会計年度任用職員について割り振られた」と、「第16条第2項及び第3項」とあるのは「第15条」と、同条第4項中「第16条第2項及び第3項」とあるのは「第15条」と、同条第5項中「休暇等条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた時間外勤務代休時間」と、「第16条第2項及び第

00分の50

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第25条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。これらの日に準ずるものとして市規則で定める日において勤務したパートタイム会計年度任用職員についても同様とする。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第26条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務するパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125を乗じて得た額を報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理)

第27条 給与条例第15条の2の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「第12条」を「第28条」と、「第13条から前条まで」とあるのは「第24条から第26条まで」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第28条 勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 報酬の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1年間における休日等に割り振られた勤務時間を減

